

八千代市木造住宅リフォーム費補助金交付要綱の実施に係る取扱要領

平成29年 3月24日

(目的)

第1条 この要領は、八千代市木造住宅リフォーム費補助金交付要綱(以下「要綱」という。)の運営に関し、必要な事項を次のとおり定める。

(補助対象工事)

第2条 要綱第2条第1項第1号に基づく市長が別に定めるリフォームは、別表によるものとする。

(交付申請)

第3条 八千代市補助金等交付規則(平成17年八千代市規則第43号。以下「規則」という。)第3条第1項による交付の申請は、八千代市耐震改修費補助金交付要綱の規定により交付される補助金に係る同項の交付の申請と同時に行わなければならない。

(事業の取下げ)

第4条 補助対象者は、要綱第9条第1項に規定する交付決定通知前に事業の取下げをしようとするときは、速やかに八千代市木造住宅リフォーム費補助事業取下げ届出書(要領第1号様式)を市長に提出するものとする。

(現地調査等)

第5条 市長は、要綱第7条第1項の規定による交付申請書の提出があった場合には規則第4条第1項の規定に基づき、現地を調査し補助事業として適当かどうか確認しなければならない。

2 市長は、要綱第12条第1項の規定による実績報告書の提出があった場合には規則第13条第1項の規定に基づき、現地を調査しリフォーム工事が完了したことを確認しなければならない。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年2月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年1月24日から施行する。

別表（要領第2条第1項）

	部位	対象となる工事	対象としない工事
建築工事	屋根	葺替え，塗装工事等	(1) 家具（造付け家具を除く。），備品等の購入及び設置に係るもの (2) 外構工事等 (3) 他の補助金，助成金又は支給金を受ける工事
	外壁，軒裏等	張替え，塗装工事等	
	外部建具	既設建具の改修又は新設工事	
	床，壁，天井等	それぞれの部位の張替え，塗装工事等	
	内部建具	(1) 既設取替え又は新設工事 (2) 造付け家具，建具枠等の造作工事	
	その他	(1) 間仕切り壁の変更等に伴う工事 (2) バリアフリー化に係る工事	
機械設備工事	配管	(1) 耐震改修工事等に伴う既設配管の撤去又は取替え工事 (2) 老朽化等による既設配管の取替え工事 (3) 機器の取替え又は新設に伴う配管工事	(1) 工事を伴わない製品の購入及び設置に係るもの (2) 下水道接続工事 (3) 屋外に外流しを設置する工事等 (4) 他の補助金，助成金又は支給金を受ける工事
	機器	(1) 耐震改修工事等に伴う機器の撤去又は取替え工事 (2) 老朽化，バリアフリー化又は機能向上のために行う便所，台所，浴室等の機器の取替え又は新設	
電気設備工事	配線等	(1) 耐震改修工事等に伴う既設配線等の撤去又は取替え工事 (2) 老朽化等による既設配線等の取替え工事 (3) 機器の取替え又は新設に伴う配線等工事	(1) 工事を伴わない製品の購入及び設置に係るもの (2) インターネット，ケーブルテレビ等の接続工事 (3) 他の補助金，助成金又は支給金を受ける工事
	機器	耐震改修工事等に伴う機器の撤去又は取替え工事	

要領第1号様式（第4条）

八千代市木造住宅リフォーム費補助事業取下げ届

年 月 日

（あて先） 八千代市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付で提出した八千代市木造住宅リフォーム費補助金交付申請を下記のとおり取り下げたいので届け出ます。

記

1. 補助対象住宅の所在地（地名地番）

2. 取下げの理由